

# 仕様書

## 1. 生産品品名

伐採木及び剪定枝

## 2. 大要

東米里処理場内に発生した伐採木や剪定枝の売払いを行うものである。

## 3. 概要数量

売払い対象

300 (空m<sup>3</sup>)

### 1) 部位別

	枝葉部	主幹部	根株部	計
比率	50%	30%	20%	100%
数量(空m <sup>3</sup> )	150	90	60	300

### 2) 樹木区分別

	針葉樹	広葉樹	計
比率	0%	100%	100%
数量(空m <sup>3</sup> )	0	300	300

※ 上記の比率、数量は想定値（積算上の参考値）であり、現状・現物を優先とする。

## 4. 保管場所

伐採木及び剪定枝仮置場

（札幌市白石区東米里706番地 東米里処理場内）

- 入札前に現物確認を希望する場合は、確認希望日の2日前までに入札説明書に記載の契約担当部局に連絡すること。また、現物確認の際は仕様書を持参すること。

## 5. 引取期限

令和4年11月30日までとする。

- なお、天災等受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその理由を発注者に届け出て遅延の承認を求めること。

## 6. 引渡し方法

契約後、すみやかに引き渡すこととする。

## 7. その他

- 売払いした本物品の引取人は、本物品を適正に処理すること。
- 不法投棄や不適正処理することがないよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」等の関係法令を遵守すること。
- 物品の引渡しを受けた後、計量票の提出を必要としない（清算は行わない）。
- 現物確認及び引渡しの時間については、原則、平日の10時から16時の間とし、2日前までに発注担当者に連絡のうえ行うこと。
- 現状引渡しとし、搬出に伴う経費（材の切断・破碎や積込等を含む）については発注者は負担しない。
- 受注者は、搬出のため木材の切断作業等を保管場所内で行う場合は、事前に発注者と協議すること。
- 物品の積込み・運搬作業における安全対策は、受託者の責任において適切に行うこととする。